

自治体こども計画策定のためのガイドライン（案） に関する意見募集の結果について

令和 6 年 5 月 24 日
こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付

こども家庭庁では「自治体こども計画策定のためのガイドライン（案）」の作成に向けた検討を進めるに当たり、パブリックコメント手続を実施し、広く国民の皆様から意見を募集したところ、合計 98 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のように取りまとめたので公表いたします。なお、いただいた御意見等のうち、同様の趣旨の御意見等は適宜集約し、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示しております。

（表のページ数については、パブリックコメントを踏まえて作成したもののページ数になっております。）

皆様のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	・ 1 ページの 2 2 行目「位置付け」と、2 ページの最下行の 6 行上「位置づけ」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・ 1 ページの 6 行目「および」と、同 2 5 行目「及び」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・ 1 0 ページの 9 行目「さらなる」は「更なる」のほうがよい。他の箇所例と同様に。 ・ 7 1 ページの最下行の 4 行上「すべて」は「全て」のほうがよい。他の箇所例と同様に。	・御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 (P 1 2 2 行目) それらを相互に関連計画として位置づけ付け、 (P 2 6 行目) 自治体こども計画にもその方針や施策を位置づけ付け、 (他の部分も同様に修正) ・御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 (P 1 6 行目) 都道府県こども計画おまび及び市町村こども計画 (P 2 25 行目) 法第 1 0 条第 1 項おまび及び第 2 項において、 (他の部分も同様に修正) ・御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 (P 10 9 行目) 特に高等教育について、さらなる更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、 (他の部分も同様に修正) ・御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 (P 71 最下行の 4 行上) 個々の意見のすべて全てに逐一の対応を示す必要は必ずしもないが、 (他の部分も同様に修正)
2	まず「意見公募要領」は空っぱ、「【別紙】記入様式」は白紙である。 本題に入ると、相談、相談とさんざん言っているのに、守秘義務の秘の字すらどこにも出てこない。秘密を守ってくれないのでは相談なんてできるかと言いたい。	「意見公募要領」及び「【別紙】記入様式」が白紙だったのはシステムトラブルによるものであり、差替え済みです。申し訳ございませんでした。 また、自治体において適切な相談支援が行われるよう推進します。
3	子どもを育てているのは、子育て家庭ですから、子どもの視点よりも、そもそも養育している親の視点に寄り添った政策が必要不可欠だと思います。 親だけではなく、子育てに関わる幼稚園教諭、保育士など、子どもに関わる職業に就く人々の質上げは必須。 潜在保育士を社会に引っ張り出すことも重要。 子ども視点より、先にすることがあります。	こども大綱（令和 5 年 1 2 月 2 2 日閣議決定）の第 2（2）において、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」と記載しており、子育て当事者等の視点も尊重し、寄り添った政策を行っています。
4	事例として紹介いただいている部分について修正をお願いしたく、意見を提出いたします。 ●4-4 関係機関との連携 P26 本文 4 行目 「部会の中で支援団体員からのヒアリングを実施している」とありますが、「部会の中で支援団体等からのヒアリングを実施している」のように、「員」から「等」へ修正をお願いします。 ＜理由＞ヒアリング団体には支援団体だけでなく、利用者団体である父母の会なども含まれるため。 ●7-1 こども・若者、子育て当事者への意見聴取 P62 1 ボツ目 1 行目 「名古屋市中では、どの市の職員でも、」とありますが、「名古屋市中では、すべての職員が、」のように修正をお願いします。 ＜理由＞他都市の事例と並ぶことで、「どの」が「市」と「職員」のどちらにかかるのがわかりにくくなるため。	御指摘を踏まえ、以下の通り修正しました。 p26「部会の中で支援団体 員等 からのヒアリングを実施している」 p62「名古屋市中では、 どの市の職員でも全ての職員が、 」
5	「こどもまんなか社会」としてこども、20.30 代の世代が生きやすい社会を構築する、との策定があるが、現状のこども家庭庁を含め中央官庁が行っている施策は全くそれに見合っていない。さらに言うとも何もしない方がましである。つまり現状、こども家庭庁をはじめとする中央官庁は日本の国益を損なう存在であり、根本から施策を検討し直さねばならない。ここでは特に 2 つ、「共同親権の導入」「子育て支援金などの税金・社会保障費の徴収大幅減額」を喫緊の課題として提示するので、参考にすべし。 ・共同親権の導入 こどもの虐待死は「シングルマザーの内縁の夫からの暴力」が非常に多い。これは、母親がこどもを離婚の際勝手に連れ去ってしまい新たなパートナーを見つけ、そのパートナーから連れ子への虐待、というケースがほとんどであると考えられる。またこれは海外でも非常に問題となっており、福原愛氏が台湾国籍の元夫とのこどもを連れ去っている事件などに代表される通り、日本に対する印象悪化を助長している。この状況を無視している現状でこども家庭庁が「こどもの安全」などと綺麗事を並べても全く無意味である。共同親権導入により、こどもの理不尽な連れ去り、内縁の人間による虐待を未然に防ぐことができる。一刻も早く導入すべし。 ・子育て支援金などの社会保障費の徴収大幅減額 現役世代から子育て支援金の名目で税金を徴収して再配布するなど、無意味どころか事務経費や集めた資金の不透明化等デメリットばかりである。はじめから徴収しなければよい話である。これに異を唱えることのできないこども家庭庁の機能を疑う。解府したほうが日本のためになると感じる程愚策である。またその他、税金、社会保険料、年金も現役世代の負担が大きすぎる。ここを大幅に減額すれば生活に余裕ができる家庭が非常に増える。何でも「支援金」といった実質税金を徴収する方向でなく、税金の大幅な減額を打ち出すべし。ここをしなければ、日本に未来はない。もはやこども家庭庁や名ばかりの能力のない大臣の利権や遊びに付き合っている余裕は日本にはない。腹を括り、日本の国益にかなう施策をせよ。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
6	こども家庭庁と言いつながら障害を持つ家庭に対しては厳しく、自閉症の障害があっても私だけ働いているが所得制限により補助金は支給できない。 国政社会はどう評価しているか訴えていきたい。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
7	本年 4 月施行の「地域子育て相談機関」についての記載が一切無い。 子育て家庭の孤立を防ぐ等の観点から、どこかのページで記載すべきである。	ご指摘の点につきましては、p10 3-4 において「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要」と記載しております。
8	可処分所得が下回らない世帯の教育の私的な教育投資が負担になり、両親がいても教育の格差がある為そこへの支援を充実してほしい。 男女の有給消化率を上げることや、雇用における男女間の格差をなくすことが男性の育児参画よりも必要だ。 育児にかかる金銭的不安があるから子供を持たないのではなく、女性や若者自身の経済的な不安が将来の子供を持つ選択に影響していると考える。 結婚という形ではなく子供をもった場合、選択肢が狭められることなく子供を育てられる労働や学校環境が必要だ。 結婚と言う形以外の家族の形も現代社会においてあってもいいと感じる。だから、結婚に対して行政が支援する必要性はない。 学生時代、カウンセラーの利用時間が通常の授業の時間と比べて短いこと、担任を介して日程を決めることから負担を感じて利用できなかった為、メンタルヘルスへの理解と配慮が必要だ。 性教育を行う際には男女一緒に行うべきだ。 地域の中で子供や若者本人が関連する政策にネットに触れられるようにするべきだ。 政治的な体験を実際の政策で議論するよりも、学校の中で子供が感じる意見を生徒会が集めて実際に教員に提出できるような仕組みを作ったら自然と政治参画について関心が高くなると考える。 立場上、子供の意見を大人が拾う場面が少ない為、いきなり実際の行政の政策に関心が向くとは思えない。このガイドラインが大人が守る子供の安全性や、少子化を防ぐための若者像のように感じ、実際の子供や若者の考えが組み込まれていないと感じた。	本ガイドラインは、先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体が、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にさせていただくことを目的に作成したものです。また、p50において「こども基本法第十一条では、“地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする”とされています。」と記載しており、計画策定にあたっては、自治体こども計画に記載する課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するために、こども・若者、子育て当事者への意見聴取を積極的に行うことが望まれます。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
9	資料の32枚目の【協議会の構成員（例）】についての意見です。 例として挙げられている中に「・地域においてこどもに関する支援を行う民間団体（NPO等）」とありますが、NPOの中には省庁や自治体からの補助金を受けて運営しているものもあります。 そのような団体が協議会の構成員となった場合に自分たちの団体がより多くの補助金を受け取れるように議論を誘導する恐れがあるので、協議会の構成員としては不適切ではないかと考えます。 この例の部分から「・地域においてこどもに関する支援を行う民間団体（NPO等）」を削除して頂くか、あるいは「（国や地方自治体から補助金を受けていないものに限る）」という制限をかける必要があると考えます。	p21（資料32枚目）では協議会構成員を例としてお示ししています。本ガイドラインをもとに、各自治体において地域の課題に対応した構成員を適切に選定いただくことと思考しております。
10	資料35枚目の「留意点1：協議会の下部組織（作業部会・分科会）の設置」の部分に関する意見です。 本文中に「このような状況を回避するため、協議会の下部組織として、例えば、自治体の担当者、・地域においてこどもに関する支援を行う民間団体（NPO等）、こども・若者の代表、子育て当事者の代表、教育機関の代表者など協議会構成員に限定しないメンバーからなる作業部会・分科会を立ち上げて深い議論を行ったり、事前に議論内容の調整を図ったりすることで検討をより効率化できます。」と記載があります。 この中で「・地域においてこどもに関する支援を行う民間団体（NPO等）」が例示の2番目として挙げられていますが、作業部会や分科会においてNPOがそれらより後に例示されている「こども・若者の代表、子育て当事者の代表、教育機関の代表者」よりも重要なファクターであるとは考えられず、むしろ自分たちの団体への補助金が得られるよう活動するなど本来のこども計画の策定の妨げとなる可能性すら考えられます。 以上の理由から「・地域においてこどもに関する支援を行う民間団体（NPO等）」はこの文章から削除すべきと考えます。	p25（資料35枚目）では協議会下部組織のメンバーを例としてお示ししています。本ガイドラインをもとに、各自治体において地域の課題に対応したメンバーを適切に選定いただくことと思考しております。
11	資料18枚目の「児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」の部分に対する意見です。 タイトルおよびその下部項目にも「ヤングケアラーへの支援」という言葉が使われていますが、ヤングケアラーは支援して継続させるものではなく、一刻も早くその状況から引き離してヤングケアラーではなくことが子供の生活にとって重要なことです。 そのためこの「ヤングケアラーへの支援」は「ヤングケアラーの防止」に変更すべきであると考えます。	こども大綱 第3 1（6）（ヤングケアラーへの支援） において、 「福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。」と記載しており、家族の世話などに係る負担を軽減または解消するための対策を推進しています。
12	資料18枚目について。「ヤングケアラーへの支援」とあるが、そもそも子どもがヤングケアラーに追い込まれる状況を是正すべきという大前提が制度運用の過程で忘れ去られることを懸念する。よって「ヤングケアラーの防止」も併記すべきである。 資料22枚目について。「安定的な財源の確保」とあるが、新たな税や社会保険料増額を作って予算に充当してはならないと考える。日本の国民負担率は既にOECD諸国平均よりやや高いレベルで推移しており、財源は他の事業の歳出改革によって賄われるべきである。 資料の32枚目と35枚目について。協議会と作業部会・分科会のメンバーにこども支援事業NPOを呼ぶとあるが、事業の有効性の検証が不十分なまま補助金を受け取り続けるNPO法人が自治体と癒着し、莫大なこども関連予算が浪費される懸念を私はしている。目下国会で議論されている子ども予算数兆円は本来子どもと子育て世帯に直接給付されるべきであり、いたずらに第三者に参画させると手続きコストばかり増えていくのではないか。	・こども大綱第3 1（6）（ヤングケアラーへの支援） において、 「福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。」と記載しており、家族の世話などに係る負担を軽減または解消するための対策を推進しています。 ・こども大綱第3 4（5）安定的な財源の確保 において、 「こども基本法第16条の趣旨を踏まえ、こども大綱を推進するために必要な安定的な財源について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、その確保に努めていく。特に、こども未来戦略で示された「こども・子育て支援加速化プラン」については、大宗を3年間（2026年度まで）で実施し、同プランの実施が完了する2028年度までに安定財源を確保する。」と記載しており、適切に財源を確保できるように進めてまいります。 ・p21（資料32枚目）、p25（資料35枚目）では協議会構成員、協議会下部組織のメンバーを例としてお示ししています。本ガイドラインをもとに、各自治体において地域の課題に対応した構成員やメンバーの選定、予算確保を適切に行っていただくことと思考しております。
13	1 ページ 1- 1 自治体 こども計画の概要（略） その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの（例） 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 ----- 現在パブリックコメントを行っていると言うことは、市町村は令和6年度以降に市町村子ども計画の策定を行うことを想定していると考えます。 次世代育成支援対策推進法、および女性活躍推進法についても、令和6年度末で失効するため、市町村行動計画、並びに一般事業主行動計画についても、根拠法がなく、策定義務も露消すると考えていたのですが、延長されるのでしょうか。 延長されるのであれば、その議論の過程や延長決定スケジュールなどを示していただきたいです。 延長されないのであれば、行動計画、くるみん、エルボシなどの今後の扱いについて、ガイドラインに示していただきたいです。 特に、一般事業主行動計画を作っている企業や、各種認定制度で助成等を頂いている企業の扱いや今後の方針を示していただきたいです。 このガイドブックは自治体むけなので、指導方針や今後の優遇措置などの扱いでもいいかもしれません。 よろしくお願いします。	p1に記載しているとおり、こども基本法第10条では、こども大綱を勘案し、自治体において自治体こども計画を作成することに努めることとされています。また、自治体こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画及び市町村計画と一体のものとして作成できるとされています。 ●子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画 ●子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画及び市町村計画 ●その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの（例） ➢次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画 ➢子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 計画の内容や策定のスケジュールは、自治体において検討されていくものと考えます。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
14	「子育て当事者への支援に関する重要事項」に則ってということですが、 「共働き・子育ての推進」っていうのはふさわしくないですね。 共働きするっていうことは、その間、こどもは親の愛情を受けられないことになります。祖父母や地域コミュニティで面倒見るならまだいいですが。でも「地域子育て支援」では「一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッター」と並べている程度で、なんか、業者に儲けさせようとしている感、ありありです。 共働きさせて、こどもはベビーシッターに預けて、共働きで稼いだ分はその費用で消える。仮にベビーシッター代の補助が出たとしても、親子にとっては「ともに過ごす時間が減る」だけで、嬉しいのは業者だけ。 そもそも子どもは母親と過ごすのが一番うれしいのですから、子育てに専念したいという母親には働かなくても生活できるようなサポートをすべきでしょう。 また、子育ては主体的には母親がすべきです。父親から母乳は出ないし、基本的に子育ては母親の方が性的に向いていますか「4『ひとり親家庭への支援』は、どんどん強化すればいいと思います。 「教育への負担軽減」ですが、一律に高等教育等の授業料減免・奨学金充実ではなく、優秀な生徒には「授業料免除＋多額の返済不要奨学金」、やや優秀な場合は「授業料免除＋少額の返済不要奨学金」など、めりはりをつけて、本当に学びたくて優秀なこどもはしっかりサポートするようにすべきと考えられます。	こども大綱第2（5）で記載しているとおり、「共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くになっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む。また、子育て当事者が、共働き・子育てを実現するために必要な情報や支援が得られるようにする。」こととしています。 また、こども大綱第3 2（3）において、「若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確認できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施する。」こととしています。
15	P11 3-5 こども施策を推進するために必要な事項「こども・若者の社会参画・意見反映」に書かれている内容 現在多くの都道府県では、青少年健全育成条例などにより、18歳未満の青少年に対して「有害図書」「不健全図書」などを指定し、そのような図書類について青少年の閲覧等を事実上制限している。しかしながら、図書類の指定の仕組み（包括指定等）や個別具体的な指定（個別指定等）に対して青少年の意見を直接取り入られているケースは知りうる限り存在しない。 児童の権利に関する条約の第12条および13条では、「意見表明と意見尊重の権利」と「表現の自由および知る権利」が定められている。上記の不健全図書制度に代表されるような青少年の権利を直接制限する条例や各自治体の制度に対して、自己の意見を形成する能力のある当事者（青少年）の意見を直接取り入れる制度を設けるよう、示唆すべきである。（こども基本法第11条関連） ※3-5について特に青少年の権利が制限されるケースについて具体的に記載するよう要望	こども大綱第4 1 で記載しているとおり、「こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられている。すなわち、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。」としています。
16	(1) はじめに 2枚目 「こども・若者と対等な目線」とありますが、こども大綱で定義される「若者（思春期、青年期〈おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象。）」は既に権利の上で他の主権者と対等であり、「対等な目線」という実際は対等でないかのように感じさせる語はそぐわず、見直されてはいいかでしょう。あるいは、こども大綱等で既に使用されている文言であれば、注としてあくまでも対等であることを記載されてはいいかでしょう？ その他の「尊重する姿勢」などの記載も「若者」と「おとな」とが対等でない存在であることを前提とする記述に読め、本ガイドラインの冒頭に掲げて示す目指すべき方向性としては不適当であると感じます。全てを見直すことは難しくとも、目指すべき方向性を示す「はじめに」においての記述を見直すこと、更に、現に対等であることを本文中で説明することは重要ではないでしょうか？ なお、18歳までの「こども」に関しては現に権利行使に当たって対等ではなく、また、判断力等未成熟であって適当な保護・指導をされるべき存在ですので、上記意見においては除外して考えております。 (2) はじめに 2枚目 上記(1)意見に関し、本記載にあたり、行政はこれまで本件で定義される「若者」とは対等でないという認識であったのか、また、現に行政を含む社会において対等でないという実情があるのであれば、前提課題を共有するためにそれを併記されてはいいかでしょう。 (3) p6 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を・・・ 「若者（18～30歳未満または40歳未満）」の意見が「年齢や発達 の程度に応じて」尊重されたり尊重されなかったりするというのは、有権者の平等に反するのではないのでしょうか？「年齢や発達 の程度に応じて尊重する」のは「こどもの意見」として、「若者の意見」に対してはそれとは異なる記述が必要だと思います。 (4) p7 6 施策の総合性を・・・ 1から5までのように、その内容を文章で補ってはいいいかでしょう？この題目のみでは十分に理解が及びません。	（1）～（3）こども大綱では、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんか社会」を実現していくこととしております。自治体においては、こども基本法第10条にもとづき、こども大綱を勘案し、本ガイドラインを参考とし、自治体こども計画の策定を進めていただくこととしております。 （4）御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する ・こども家庭庁は、こども大綱を基に、関係省庁間で横の連携を密に行いつつ、政府全体のこども施策を強力に推進する。 ・国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、こども施策を推進する。 ・若者が主体となって活動する団体、地域でこども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する者など、こどもや若者に関わる様々な関係者と協力し、これらの共助を支える。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
17	(5) p8 17行 「こども・若者が活躍できる機会づくり」とは活躍を保証した機会を提供するということでしょうか？機会の平等は保証できますが、活躍そのものを保証することは困難です。 (6) p15 【作業項目（例）】 「策定状況の公開」を入れてはいかがでしょう？市民の理解を得るには計画案がどのような考え、議論の下で策定されたのかを知ってもらう必要があります。 (7) p16 事例<石川県> パブリックコメントを受けて十分に議論して最終案とするスケジュールになっておらず、市民の意見を受け止める体制とは見えないことから、好事例として紹介するには相応しくないのではないのでしょうか？ 実態として、この事例のようにになってしまうことは理解しますが、パブリックコメントの形骸化が進み、こども・若者・子育て当事者含む市民の計画への意見を軽視することになりかねませんので、見習うべきとは考えられません。 (8) p20 事例<高知県四万十市> 「教員が未提出者の把握」を行った目的と、できればその効果・成果などを記載いただけないでしょうか？ 声を上げないこども・若者の意見を聞くことが全体の取組として重視されていますが、一方で声を上げないこともまた主体的な選択の一つであり得、無理に意見を出させることはこども・若者への対峙の仕方として不適当に思います。「未提出者の把握」とだけあると、そのような意見を無理に出させる方向につながることを懸念します。 (9) p21 協議会の構成員例 構成員の選定プロセスが外部から分かるようにすること、また、構成員が自らが関与して作成した計画に則った事業に直接あるいは団体等を通して間接に関与する場合のルール設定すること、以上2点を推奨してはいかがでしょう？ 昨今、情報化社会のますますの進展もあって、このような政策立案のための協議会に極めて厳しい目が向けられるようになっていきます。特に協議会に参加する民間団体等はまさに子育て支援等の関連領域で活動されている場合が多く、利益誘導を想起させる構造になりやすいことから、事業の正当性を担保する必要があると思います。 (10) p21 協議会の構成員例 構成員が一部のグループ、コミュニティ等に偏らないように留意するよう記載してはいかがでしょう？ 特に、地域のこども・若者や子育て当事者のような方々が有識者や民間団体などの代弁者となってしまうことを懸念します。	(5) こども大綱第3 1（2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり で記載しているとおり、こども・若者が活躍できる機会づくりとは、こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、各種取組を推進することです。 (6) 計画の策定状況につきましては、各自治体において地域の実情に応じて示されるものと思料します。 (7) 計画策定スケジュールの事例を示すものであり、地域の実情に応じて作業項目が定められています。本事例において最終案作成という項目はありませんが、パブリックコメントでの意見を勘案し、最終案が作成されるものと認識しております。 (8) 首長部局と教育委員会との連携事例として記載しているものです。また、意見の聴取方法はあくまで例示であり、内容や目的などに応じて、多様な手法を組み合せながら実施することが重要です。各自治体において適切に検討されるものと思慮します。 (9)、（10）p21に記載しているとおり、協議会には、適正な議論のため様々な立場の構成員を参画させることが望ましく、こども基本法の理念に基づき、こども・若者や子育て当事者等の参画を推進することが期待されます。本ガイドラインをもとに、各自治体において地域の課題に対応した構成員を適切に選定いただくことと史料しております。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
18	(11) p22 留意点1 「画一的な計画」を「地域の実態にそぐわない計画」としてはいかがでしょうか？ 画一的であることは悪いことではなく、優れた計画であれば寧ろどんどんと展開されるべきと考えます。 (12) p22 留意点3 協議会の内容（構成員、資料、議事録など）を公開することを勧めてはいかがでしょうか？ 計画立案から実行までをスムーズに進めるため、市民の理解を深め、同意を得られるように早い段階から現況や議論の内容などを広く共有すべきと考えます。 (13) p25 留意点1 協議会の下部組織における構成員も、協議会そのものの構成員と同様に、特定の分野や人脈、グループ、コミュニティ等に偏らないように留意するよう記載してはいかがでしょうか？ 視点を漏らさない、深堀りする、といった下部組織に求める狙いに対して、その構成員の多様性を高めることが必要となります。 (14) p39 第6章 計画策定のための調査・分析 E B P Mとしてデータの整備・エビデンスの構築をするにあたり、何をどう取得するのかを国としての希望を示してはいかがでしょうか？ 地方の創意工夫を妨げるものではなく、一方でE B P Mの重視は国としても考えていることであり、国内で統一してのデータ整備・エビデンス構築に資する情報を併せて無理なく取得できるよう、努めてるべきと考えます。 (15) p33 5-2 一体とできる計画の確認 一体として事務負荷等の削減につながる面もあるが、一方で個々の計画の狙いなどがずれる、相克する場合もあり、それにより行政も市民も却って混乱して負荷が増す面もある。そもそも計画を一体とできるのであれば、より簡素な体系になるよう、法改正等に努めてほしい。リソースは無限ではない。 (16) p37 計画を一体とすることの留意点 予算・補助金等について、按分等の処理や重複申請不可等の諸条件との兼ね合いなどが課題となる場合があり、そういった事項のチェックを確実に行うよう留意するように求めているいかがでしょうか？ (17) p41 調査の留意点 調査の結果とともに調査手法をしっかりと公開することを記載してはいかがでしょうか？ 折角の調査も、調査手法が不適切である場合にはその意味が霧消します。また、特徴的な調査結果が出た場合に、それが意味のある結果であるか、それとも何らかの調査手法の瑕疵（例えばサンプルが少ない、偏っている等）による意味の乏しいものであるか、判断する必要があります。 (18) p41 調査の留意点 調査の結果の生データを極力公開し、オープンソースとして市民が活用できるように努めてはいかがでしょうか？ 折角の調査結果をしっかりと活用するには、実行者とはまた違った視点から結果を解析することが有効であり、その機会を提供することは社会全体にとって有益と考えます。また、様々な取り組みにおいて数学的におかしな調査結果が提示されることもあり、調査結果の解析についての前向きな指摘にもつながると期待できます。 (19) p41 留意点1 協力を頂いた外部有識者や民間団体の名前は調査結果と併せて公開するよう記載してはいかがでしょうか？ 協力者への賛意を示すとともに、調査結果を考察するうえでの参考情報として必要となることが考えられるためです。 (20) p41 留意点1 協力を頂いた外部有識者や民間団体は次回の調査では協力者候補から外すよう努めてはいかがでしょうか？ 外部有識者や民間団体は専門性・地域性が高い一方で、広い見地からの現況把握は一般に決して得意とは言えず、限られた外部有識者や民間団体のみの協力で調査・分析を継続して行うことで現況理解にバイアスがかかることが懸念されます。様々な有識者、民間団体を活用することでバイアスの形成を避けるとともに、本取組に寄与する有識者、民間団体の発掘・育成につながることを期待されます。	(11) 御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 画一的なで地域の実情に合わない (12) 例えば協議会や意見聴取等の際に、地域の実情に応じて策定状況が示されるものと思料します。 (13) 御指摘のとおり、p25に記載しておりますが、協議会の下部組織として、例示したような協議会構成員に限定しない多様なメンバーからなる作業部会・分科会を立ち上げて深い議論を行ったり、事前に議論内容の調整を図ったりすることで検討をより効率化できます。本ガイドラインをもとに、各自治体において地域の課題に対応したメンバーを適切に選定いただくことと思料しております。 (14) こども大綱第4（1）において、こども施策におけるE B P Mの浸透に向けた仕組み・体制の整備について記載しております。また、本ガイドラインp39 第6章 計画策定のための調査・分析では自治体こども計画に記載する課題やニーズ把握のための調査手法を記載しております。こども大綱を勘案し、本ガイドラインを参考に、自治体こども計画の策定が進められることと思料しております。 (15) こども基本法の趣旨として、第10条に規定するとおり、自治体はこども大綱を勘案しながら都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下、「自治体こども計画」という）を作成するよう努力義務が課されています。また、自治体こども計画は既存の各法令に基づく自治体計画と一体のものとして作成できることとされています。自治体が本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串をさすこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待できます。自治体こども計画と関係法令に基づく計画が一体のものとして作成されるかは最終的に自治体の判断となりますが、いずれの場合も引き続き各関係法令の規定を満たす必要があります。 (16) 御意見ありがとうございます。自治体こども計画の円滑な策定を後押しするため、引き続き様々な情報提供・支援を行います。 (17) 調査手法の具体的な記載内容については、個人情報保護の観点等をふまえ、地域の実情に合わせて自治体において慎重に検討されるものと考えます。 (18) 調査の結果の生データについては、個人情報保護の観点等をふまえ、地域の実情に合わせて自治体において慎重に検討されるものと考えます。 (19) 調査内容・項目の検討に協力いただいた協議会構成員、協議会の下部組織メンバーの公開については、地域の実情に応じて、自治体において適切に検討されるものと思料します。 (20) 協力をいただく協議会構成員や協議会の下部組織メンバーにつきましては、本ガイドラインをもとに、各自治体において適切に選定いただくことと思料しております。
19	(21) p51 7-1 こども・若者、子育て当事者への意見聴取 意見聴取についてのPoint、および／または、留意点として、「意見を聴く相手が偏らないよう、手段だけでなく、その結果として実際に聴く相手の偏りにも配慮すること」を記載することを求めます。 先行して行われた「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（案）こども・若者の声を聴く取組のはじめ方 に関する意見公募」（案件番号：141000043）において、以下のように意見および貴庁の考え方が提示されております（同意見公募結果p.8より）。 【意見】実際に意見を聞く相手が偏らないこと、を求めているかがでしょうか？現在の記載では、意見を聞く相手が偏らないよう、意見を聞く機会の設計を工夫することで対処するように求められています。しかしながら、どう設計しても、結果として一部のこどもや特定の属性を持ったこどもにヒアリング先が偏ってしまう可能性は排除しえません。多様なヒアリング先に繋がるよう機会の設計を工夫することは求めつつ、同時に結果としてヒアリング先が多様であるかを確認してヒアリング先を調整することも求めているかがでしょうか？例えば、一次抽出したヒアリング先候補を過去のヒアリング先一覧と照らし合わせ、別件でヒアリングを行ったことがあれば新規のヒアリングを見送るなど考えられます。 【貴庁のお考え】ご指摘の通り、意見を聴く相手が偏ってしまう可能性は排除できないため、P14からP15にかけて多様なこども・若者に参加してもらう方法について記載しているところです。その方法をもとに、多様なこども・若者から参加してもらえるよう、各府省庁や地方公共団体で取り組んでいただきたいと考えています。 (22) p54 テーマ設定と事前の準備 「テーマの設定にあたっては、こどもには守秘義務を課することが現実的でないなど、こどもの年齢や発達段階に応じた限界を考慮すること」と記載されてはいかがでしょうか？ 先行して行われた「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（案）こども・若者の声を聴く取組のはじめ方 に関する意見公募」（案件番号：141000043）において、以下のように意見および貴庁の考え方が提示されております（同意見公募結果p.8より）。 【意見】守秘義務を課せられないことから、守秘の発生しないテーマ・内容に限られる、ということを明記してはいかがでしょうか？ 【貴庁のお考え】具体的に、意見聴取のテーマをどのように設定するか、どのような手法で、どの程度の頻度でどの属性のこども・若者に意見を聴くのかなどについては、各府省庁や地方公共団体において、個々の施策の目的等に応じて、こどもたちの声や反応を踏まえつつ判断し、取組を進めていただきたい。 (23) p54 テーマ設定と事前の準備 意見を聴取するために提供する情報等は一般に公開されるよう希望すると記載してはいかがでしょうか？ 先行して行われた「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（案）こども・若者の声を聴く取組のはじめ方 に関する意見公募」（案件番号：141000043）において、以下のように意見および貴庁の考え方が提示されております（同意見公募結果p.8より）。 【意見】意見の募集に際して準備した資料は公開することを基本としてはいかがでしょうか？様々な効果が期待できますが、例えば意見を募集されていない子供がその課題に関して考えることができるということも1つの大きなメリットです。 【貴庁のお考え】こども・若者に広く情報提供することは大切なことと考えています。個々の資料の公表については、各行政機関でご判断いただきたいですが、こども家庭庁で実施している「こども若者(星)いけんぶらす」では、事前説明資料を公開しています。	(21) P50のpointにおいて「なるべく多様な観点からの意見を聴取します。」とし、またP51において「意見聴取の対象者を公募で募集する際には、公平性を重視しつつ、その構成は可能な限り年齢や性別、居住地域等のバランスをとり、特定の属性の意見に偏らないよう考慮する。」としており、意見を聴く際に相手が偏らないような配慮に関して記載しております。 (22) 当庁の考えの繰り返しとなりますが、意見聴取のテーマをどのように設定するか、どのような手法で、どの程度の頻度でどの属性のこども・若者に意見を聴くのかなどについては、各自治体において、個々の論点の目的等に応じて、こどもたちの声や反応を踏まえつつ判断し、取組を進めていただきたいと考えております。 (23) 当庁の考えの繰り返しとなりますが、こども・若者に広く情報提供することは大切なことと考えています。個々の資料の公表については、各自治体でご判断いただきたいと考えております。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
20	(24) p54 4 審議会・懇談会等への子どもや若者の参画。 参加する「若者」の名前が「原則としてイニシャルや仮名として公表」であるのはなぜでしょうか？「原則」ではなく、実際に実名を出すことで何らかのデメリットが生じる場合にのみ限定して仮名とするほうが適切でないでしょうか？現在の定義によれば「若者」は成人であり、主権者として堂々と声を上げる権利を有します。（なお、「子ども」については当然ながら「原則としてイニシャルや仮名として公表」であるべきだと考えます。） (25) p55 4 審議会・懇談会等への子どもや若者の参画。 審議会に参加する大人への研修においては、子どもへの権利侵害に関する理解を深めたうえで、それと相反しない形で会議の効率的な運営や子どもの意見を退ける方法をしっかりと学ぶことを記載してはいかがでしょうか？ 子どもの権利侵害がおきないうえでしっかりと定められた期間で結論を導き出せるよう環境づくりがなされる必要があります。権利への過剰な配慮により審議会の運営が滞り、結果として子ども・若者の意見の反映が遅れてしまつては本末転倒です。 (26) p58 【体制の工夫】 協力を頂く民間団体や大学等は、一定の期間の後、別の団体・大学等に協力者を変えるように努めてはいかがでしょうか？ 民間団体や大学等は地域性・専門性が高い一方で、どうしてもそれぞれに応じた特定の属性の当事者とのつながりが強く、限られた民間団体や大学等のみの協力に依った体制では意見聴取先にバイアスがかかることが懸念されます。様々な民間団体、大学等を活用することでバイアスの形成を避けるとともに、本取組に寄与する市民の発掘・育成につながることが期待されます。 (27) p65 7-2 子ども・若者、子育て当事者への意見聴取結果の反映 タイトルを「反映」ではなく「対応の明示」などに替えられないでしょうか？ 意見聴取結果と異なる結論になることはある、と本項冒頭に記載いただいています。意見はリソース検討や法律等に関する十分な理解の無い中から上がってくるため、多くの場合に反映しがたい、あるいは反映することによって却って関連する事項が阻害されて子ども・若者を取り巻く環境が劣化すると合理的に判断できる意見が出てきてしまい、実態として反映しかねることが多数となつてしまうと考えています。 (28) p72 8-1 計画の構成 PDCAプロセスがはっきりと見える計画となるよう、計画立案過程（審議会等）や計画遂行時の定期的な情報公開計画およびチェック体制等について記載することが分かる項目を、「はじめに」の箇所に追記してはいかがでしょうか？ (29) p78 8-3 計画の推進 開催される会議についてはその内容（資料、議事録、参加者一覧等）を公開するよう記載してはいかがでしょうか？ 子ども・若者当事者も含む社会全体で現況を理解し、考えるためです。	(24) 御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 参加することも・若者の名前は原則としてイニシャルや仮名として公表するなど、参加することも・若者が特定されないように努める。 ↓ 参加することも・若者の名前については、その参画の方法に応じて、イニシャルや仮名として公表したり、意見の内容から属性を特定できないようしたりするなど、参加することも・若者の個人に関する情報が不必要に特定されないように努める。 (25) こども大綱第3 1（1）に「こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させる」と記載しており、ガイドラインの当該箇所にも「子ども・若者とともに審議会に参加する大人には、こどもの権利や、活動が子どもにとって安心・安全に行われるようにするための研修を義務付け、こどもに対してしてはいけないこと、留意すべきことをまとめた行動規範の厳守を徹底し、権利侵害が起きない環境をつくる。」と記載しているとおり、各自治体において適切に対処していただくものと思料しております。 (26) 協力をいただく民間団体や大学等につきましては、本ガイドラインをもとに、各自治体において適切に選定いただくことと思料しております。 (27) 御指摘いただきありがとうございます。多様な意見を聴取し、施策への反映の検討を含め、「意見聴取結果の反映」と記載しております。 (28) PDCAに関しては、P79「8-4 計画の評価・見直し」に記載しており、各自治体において適切に対処されるものと認識しております。 (29) 開催される会議の内容（資料、議事録、参加者一覧等）の公開については、地域の実情に応じて、自治体において適切に検討されるものと思料します。
21	(30) p78 8-3 計画の推進 計画の推進に当たって開催される会議体には必ず同計画の立案に関わっていない新たなメンバーを迎え入れることを記載されてはいかがでしょうか？ 一般論として、計画の立案メンバーはどうしても計画を是としてしまうため、課題の認知が遅れたり、現況を正しく把握できなくなるケースがよくあります。会議体のメンバーの多様性をしっかりと確保し、より良い事業となるよう、新たなメンバーの参画は欠かせないように思います。子ども・若者、民間団体といったいわゆる当事者の参加は (31) p79 8-4 計画の評価・見直し 評価・見直しについて、しっかりと公開するように記載してはいかがでしょうか？ 特に、p80の豊中市事例は素晴らしく、それを強調して広く展開すべきと考えます。 (32) p21、p24ほか 「民間団体等との連携」が各所で記載されていますが、各自治体には注意深く、そして広く市民から、情報収集に努めることを記載されてはいかがでしょうか？ 昨今、民間団体等の不祥事が目立ち、社会から厳しい目が向けられています。残念ながら、多様な民間団体の中には、必ずしも連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、本取組の狙いであるこども施策の推進にふさわしい団体であるかをしっかりと判断いただければと思います。なお、本取組は一部の団体、当事者ととどまらず、地域社会など幅広いネットワークでなされるものであり、前記の情報収集も一部団体や当事者に限ることなく、広く受け入れて考慮されることを望みます。 (33) p55 4 審議会・懇談会等への子どもや若者の参画。 審議会に参加する大人への研修とありますが、同研修は同じく参加する「若者」「子育て当事者」も受講が必要ではないでしょうか？ (34) p55 4 審議会・懇談会等への子どもや若者の参画。 権利侵害やそれが疑われる事象は起こるものであると想定しての体制作りが必要だと思います。審議会・懇談会の録画、録音を推奨してはいかがでしょうか？ (35) p55 4 審議会・懇談会等への子どもや若者の参画。 権利侵害やそれが疑われる事象は起こるものであると想定しての体制作りが必要だと思います。研修に加え、権利侵害が起こらない、かつ、円滑な会議運営のためのルールを自治体において明文化し、公開してはいかがでしょうか？ これは権利侵害を抑制するとともに、問題が生じた際にしっかりと自治体の責任として(あるいは自治体に責任が無いとして)問題に関わるために必要かと考えています。	(30) どのような会議体のメンバーとするかについては、地域の実情に応じて、自治体において適切に検討されるものと思料します。 (31) 評価・見直しの公開については、地域の実情に応じて、各自治体において適切に検討されるものと思料します。 (32) 御意見いただきありがとうございます。どの団体から情報収集するかについては、地域の実情に応じて、各自治体において適切に検討されるものと思料します。 (33) 同研修の受講に関して、「若者」「子育て当事者」の受講を妨げるものではありません。参加者に関しては、地域の実情に応じて、自治体において適切に検討されるものと思料します。 (34) 審議会・懇談会の個別具体的な運営に関しては、本ガイドラインをもとに、各自治体において適切に対応いただくことと思料しております。 (35) p54で記載しているとおり、意見の聴取手法はあくまで例示であり、こども施策の内容や目的などに応じ、多様な手法を組み合わせながら実施することが重要です。各自治体において適切に検討されるものと思料します。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
22	「様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができます。」と書かれていますが、今の時代子どもたちが遊ぶ環境が制限され、また学校から帰ってくると外で遊ぶことも少なくなっている現状で、遊びを通じて体験や、学ぶ機会が減っている。地域の公園などを自由に遊べる場や学校でも低学年は勉強も大切だが、身体を使った学びを増やすことが大事ではないのか。 「虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故 などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができます。」とありますが、LGBT理解増進法により、性犯罪や性暴力が危険性があり、安全に安心して暮らすことはできないです。特にトイレや更衣室など、一緒にすることは危険であり、助けることができない。 「共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 育児休業制度の強化 長時間労働の是正や働き方改革の促進 男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現」ですが、共働きが増えることで、子どもとの接する時間を奪います。親からの愛情が圧倒的に減り、子どもの心の健康が害される。共働きをしない環境を整えるべきではないか。男性が育児休業をしなくても、所得があれば、手助けしてくれるシステムを作り活用し、そこにお金を払うこともできる。 すべての人が共働きをしたいわけではない。やむを得ず働いているのです。	・こども大綱第1　3に「様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる」と記載しており、こども・若者が様々な学びができるように取り組みを進めています。 ・こども大綱第1　3に「虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる」と記載しており、こどもまんなか社会を目指して取り組みを進めています。 ・こども大綱第3　3（3）において「家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・子育てを推進する」と記載しており、夫婦が相互に協力しながら子育てすることを応援し、こどもと接する時間が減ることがないよう支援を進めていきます。
23	方法などは丁寧に書いていただいているかと思うのですが、肝心のこども計画とは何かということが書かれていない印象を受けました。 位置付けや各種計画との関係性については分かったのですが、こども計画として満たすべき内容を知りたいと思います。 こども計画は、各種計画を包含するための「入れ物」とではないと思うのですが、包含している各種計画を取り除き、こども計画単体となった時に何が残っているのかがいまひとつ判然としません。 こども家庭庁で考えておられる、これがこども計画だというモデルを挙げていただき、その内容それぞれにどのような意味合いを含んでいるのかや、それをどのようにして作るのかなどを示してもらえると大変助かります。 どうぞよろしくお願い致します。	p1に記載しているとおり、都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下、「自治体こども計画」という）は、こども基本法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、 ・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策 ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項 を含むものでなければならないとされております。したがって、こども大綱を勘案して作成する自治体こども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解されていることから、これらを計画の内容に盛り込むことが求められています。 なお、本ガイドラインは、これらの先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体が、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にさせていただくことを目的に作成したものです。
24	ページ数は全てPDFもページ数です（ガイドライン内に表示される数字ではない） こども基本法の基本理念（P6）には、すべての子どもについて個人として尊重されること、基本的人権が保障される事、差別拒絶扱いを受ける事が無いように・・・あります。 しかし、現在は香害によってこれら全てが奪われている子どもたちがいます。 P19.学童思春期 ・青年年齢を迎える前に必要になる知識を この知識の中に、性教育や経済的・行政サービス利用等が含まれるのかと思いますが、是非安全な洗濯方法や、昭和30-40年代の界面活性剤問題を含めた公害問題を含めた現在の香害問題を加えて頂きたいです。 正しい知識を持ち、安全な洗濯が出来るスキルを持つことで、自身も他者も環境も守る事に繋がります。 p25.調査項目に、香害や化学物質過敏症に関わる調査を加えて頂きたい。 p26.各地方での事例が記載されていますが、宝塚市が行った学校の香害及び化学物質過敏症に関する調査と、沖縄県の就学時（新学年時期）の健康調査票に化学物質過敏症関連の項目が追加された事を事例として挙げて下さい。 p57.第7章7-1の意見聴取の項目に香害を加えて頂きたい。 この後の「こども大綱」に関して こどもの貧困対策 ・親が香害を避ける日常生活を送る事で親も子どもも化学物質過敏症発症を予防出来ます。化学物質過敏症を発症した人は社会的孤立と経済的困窮に陥り、こどもの貧困に繋がります。こどもが化学物質過敏症を発症する事で進級や進学をあきらめたり、高収入の仕事に就くための知識を得る学ぶ場を失い、引き籠らざるを得ない日々となります。 既に香害により集団で学ぶ権利を奪われているこどもが全国にいます。 多様性を認める社会、インクルーシブ教育と言いながら 排除と言う配慮が平然と行われ、個別の教室で寂しく学ぶ子や、 学校に通えない子が現在いるのです。 全ての子どもたちに安全な空間、空気の基本は無香料であり、 化学物質過敏症の子が大丈夫な教科書や食材（無農薬）は 全ての子に安全な物であるはずです。 無農薬、無添加、無香料が保育園や幼稚園、学校、病院、介護、障害者施設の当たり前になれば、集団で過ごす事が出来る子どもたちが増え、 化学物質過敏症や喘息、頭痛、将来の不妊症や将来の月経困難症や子宮筋腫を防ぐことが可能になるのです。 （洗剤や柔軟剤、シャンプー等に使用される香料には偽ホルモン作用である生殖毒性があり、保存剤として添加されているフタル酸エステル類にも生殖毒性や発癌性のリスクが示唆されています） 子どもたちが関わる場所全ての職員と、保護者に香害のリスクを知らせるための啓蒙活動を盛り込んで下さい。 母子手帳交付の際に、必ず香害を周知してください。 胎児期の香害曝露は一生どころか次世代までの影響が懸念されています。 韓国は既に給食のオーガニック化に動き、EUでも香害やマイクロカプセルに関して規制や表示義務を課しています。 日本では一切の規制がありません。消費者である保護者や教員等が知識を得て、正しく実行しなければ子どもたちの日々を守つ子とは出来ません。 こどもと、こどもたちの未来を守るために 無香料、無添加、無農薬が基本になるようお願いいたします。	・こども基本法第三条第一項「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。」のとおり、取り組みを進めてまいります。 ・p9（19枚目）に関しては、こども大綱第3　2（2）に記載しているとおり、「自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。」ことができるよう取り組んでまいります。 ・p15（25枚目）の調査項目に関しては、本ガイドラインをもとに、各自治体において適切に検討いただくことと思考しております。 ・p16（26枚目）の調査項目に関しては、挙げられている事例を参照いただき、各自治体において適切に計画を策定いただくことと思考しております。 ・p57（67枚目）の意見聴取の項目に関しては、本ガイドラインをもとに、各自治体において適切に検討いただくことと思考しております。 ・御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
25	「こどもまんなか社会」の実現を目指すための指針ということですが、「こどもまんなか社会」の個々の記述に大きな反論はありませんが、結局ふわっとしたイメージしか湧いてこず、これによって「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現」できるとは思えないです。 そういうのを前提にした「自治体こども計画」を策定しても、何とかなるとは思えないです。 「子育て当事者への支援に関する重要事項」（ガイドライン10ページ）に4点出ていますが、気になるのは「共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大」です。 「共働き・子育ての推進」って違うでしょう。 共働きするっていうことは、その間、こどもは親の愛情を受けられないことになります。祖父母や地域コミュニティで面倒見るならまだいいですが、でも「地域子育て支援」では「一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッター」と並べている程度で、なんか、業者に儲けさせようとしている感、ありありですね。 共働きさせて、こどもはベビーシッターに預けて、共働きで稼いだ分はその費用で消える。仮にベビーシッター代の補助が出たとしても、親子にとっては「ともに過ごす時間が減る」だけで、嬉しいのは業者だけ。 そもそも子どもは母親と過ごすのが一番うれしいのですから、子育てに専念したいという母親には働かなくても生活できるようなサポートをすべきでしょう。 また、子育ては主体的には母親がすべきです。父親から母乳は出ないし、基本的に子育ては母親の方が性的に向いていますから。 「ひとり親家庭への支援」は、どんどん強化すればいいと思います。 一方、「子育てや教育に関する経済的負担の軽減」ですが、一律に高等教育等の授業料減免・奨学金充実ではなく、優秀な生徒には「授業料免除＋多額の返済不要奨学金」、やや優秀な場合は「授業料免除＋少額の返済不要奨学金」など、めりはりをつけて、本当に学びたくて優秀なこどもはしっかりサポートするようにはすべきと考えられます。	「こども大綱」の内容を具体化した「こどもまんなか実行計画」を策定し、こどもまんなか社会の実現に向けて施策を進めています。こども基本法第10条に基づき自治体こども計画策定にあたり勘案するのは、「こども大綱」となりますが、「こどもまんなか実行計画」はこども大綱をもとに作成されており、各自治体において併せて参照されることが考えられます。 こども大綱第3　3（3）で記載しているとおり、「共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む。また、子育て当事者が、共働き・子育てを実現するために必要な情報や支援が得られるようにする。」こととしています。 また、こども大綱第3　2（3）青年期において、「若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施する。」こととしています。
26	8ページ目の3-2「子ども施策に関する重要事項～」に書かれている内容における・子ども・若者の自殺対策,犯罪などから子ども・若者を守る取組に記載されている子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備について、あくまでメディアリテラシーの涵養によるICT全体の向上を目標とし、フィルタリング等の施策はあくまで高校までの学校施設のタブレット端末に留めるべきだと思います。いくらインターネットを規制しても反社会的である非科学的・カルト的な危険思想への入り口はインターネット発生以前から存在するため(マスメディアにもその原因はありますが)、メディアリテラシーを子ども自身が学ばない限りどんな規制を行ってもその努力は税金の無駄にしかなりません。結論としてはフィルタリング規制はあくまで学用品の端末のみでメディアリテラシー教育を学校で教える方向に予算を割り振りしてください。 21ページ目の4-3「協議会の設置・運営」については、協議会に参加する団体は地域において子どもに関する支援を行う民間団体が想定されているとありますが、どのような基準で選定し、除外するかが全く記載されておらず、柔軟な運用であると言えば聞こえは良いかもしれませんが、目に余る犯罪行為を行った、あるいは書類上だけ体裁を見繕ったベーパー団体で本来の目的は子ども支援ではないと発覚した団体は参加資格を取り消せるよう明記すべきではないでしょうか。過去に某地方で未成年に暴行を働いた上違法薬物を摂取して逮捕されたNPO団体関係者が過去に公金の補助を受けていたという話もあります。人手不足の昨今強の手も借りた現場では誰の手でも借りたいという声は切実でしょうと思われませんが、危険な団体を入れて子ども教育が混乱するくらいであれば、基本的な解決方法である正規教師の定員の人員増加と基本給の増加により学校の正規教師を大幅に増やし、更に地方自治体の正規職員を増やして同じく基本給を増やし、彼らに大部分を委託する方がほど安定した運営ができるのではないのでしょうかと思考する次第です。	こども大綱第3　1（7）に記載しているとおり、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組んでまいります。 また、協議会の構成員につきましては、本ガイドラインをもとに、各自治体において地域の課題に対応した構成員を適切に選定いただくことと史料しております。
27	化学物質過敏症や香害で困っている児童や病氣発症にあたって、義務教育も受けられない子供たちがいます。 その子たちの為に、化学物質過敏症や香害に配慮した、義務教育内外でのサポートや空間作り、そういった児童に対しての知識を持った教員の配置を願います。 また高校受験では化学物質過敏症や香害に配慮した受験環境をどの高校でも行なって欲しい事と、そういった配慮を学校や教員が学ぶ場を設けて欲しいです。 化学物質過敏症で不登校になる児童も増えており、教員(公務員)にあたっては、無香料(フレグランスフリー)を全員に義務化してほしいです。 また何故、無香料、フレグランスフリーが必要なのか、きちんと学び生徒や子供たちにも説明出来るようにして欲しいです。 化学物質過敏症や香害で困っている児童が取り残される世の中にならないよう、配慮をお願いします。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
28	私は化学物質過敏症患者ですが、学校から帰ってくる子供は色々な家庭の香料まみれになって帰ってくるので、すぐにお風呂に入ってもらわなければいけません。 香り付き消しゴムは使わない、などのルールはあるのに、最近の柔軟剤や合成洗剤の香りの強さは香水以上です。あんなに香料まみれの中で毎日すごして発症してしまったら…と不安な毎日です。発症してしまうとまともな社会生活は送れません。未来の労働人口が減ってしまうのは社会の損失です。 どうか、学校(医療も)では、無香料化の動きになっていただきたいです。よろしくお願いします。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
29	子どもたちの学びの場 小中学校 高校 大学 保育園や幼稚園も含む空気環境の無香料化、給食も無農薬、教室内もケミカルフリー化を求めます。 現在、他人が使う柔軟剤や抗菌洗剤、芳香剤、ファブリーズなどにより 学校でも体調を崩し、みんなと学べない、長期不登校などの問題が多発しています。 入学前、もしくは入学時や新学期に 香害についての情報を父兄と先生方で共有し、気をつけるよう資料や無香料洗剤のサンプル配布などして頂きたいです。 年度末ごとに 香害で体調を崩したことがある、学校を休んだことがあるか、長期不登校になっていないかなど、生徒へのアンケートと確認も要望いたします。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
30	学校に通学している子供達は、服から揮発する有害な化学物質が充満する中で、学校生活を送っています。教室は化学物質の猛臭です。 本人の特性もありますが、それに加えて化学物質の曝露により、学習にも身が入らず注意力散漫、すぐカッとなり暴力を振るう子供もいます。 また、原因がわからない頭痛、腹痛の子供も多く、だいたいそういう子供は全身が猛臭です。 そんな体調不良、気分のムラが激しい状態で、まともな学習ができるはずがありません。 小さい子供であればある程、化学物質は細胞レベルで強い悪影響を及ぼすと言われています。少子化だと言われている中、化学物質を吸いつづけ、皮膚から粘膜から化学物質を365日24時間、体内に取り込んで健康的で、元気に大人になれるでしょうか。 非常に心配です。 また、大人でも、化学物質の猛臭の方は忘れっぽくて、キレやすい傾向にあります。記憶喪失かと思うくらい、覚えていません。 そして、最近では学校に行けない子供達も増えてます。 高校であれば中退もあります。 喘息のある子供は化学物質を吸うと危険です。意識消失、救急搬送の可能性が高いからです。 どうか子供達の学習の機会を奪われる事なく、子供達が安心、安全に学校生活が送れるようお願いしたいです。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
31	最近香り付き、抗菌消臭洗剤や柔軟剤などの成分暴露で体調不良になる人が増加しています。学校に通う子どもたちの中にも、香害で苦しんでいる人がいて、学校に通えなくなる例もあると聞いています。誰も取り残さない、インクルーシブデザインが言われている中で、香害で苦しむ子達を放っておくことはできないのではないのでしょうか？先生も生徒も学校全体が無香料に取り組むことによって、苦しんでいる子も、そうでない子にとっても、先生にとっても誰にとっても利益になることではないのでしょうか？ どうかガイドライン内に香害で苦しむ人、化学物質過敏症の子供への配慮を入れてください。お願いします。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。

番号		案に対する御意見	御意見に対する考え方
32		【1 件目】 (該当箇所のページ番号) 15ページ 4-1 スケジュールの検討 (御意見) 想定スケジュールでは、計画の開始から策定まで2年間を要する作業になっている。 こども大綱が閣議決定されたのが令和5年12月で、計画策定のためのガイドライン案が発表されたのが、令和6年3月である。 自治体は、これらの内容を踏まえて計画策定を行うため、通常であれば、令和6年度に調査を実施し、令和7年度に計画を策定することが最も一般的なスケジュールになると思う。 しかし、こども計画と一体的に策定を推奨する、子ども・子育て支援事業計画及び貧困対策に関する計画の終期が令和7年3月に迎えるため、令和6年度中にこども計画に係る調査・策定作業を同時に行わなければならない。 そのため、こども計画の調査・策定までを1年間で行うためのスケジュールを示すなど、複数計画の一体化と既存計画終期の両立の手法を記載願いたい。 (理由) 既存計画の終期を今年度迎える他の自治体も多いと見込まれるので、現実的にそれに対応するためのスケジュールを示していただきたい。 【2 件目】 (該当箇所のページ番号) 17ページ 4-2庁内体制の構築 (御意見) 「アンケート調査票の学校配布等、教育現場の実質的な協力を仰ぐ際は、首長部局と教育委員会がよく連携し、現場の実情に合わせた取組とすることが望ましいです。」とあるが、教育委員会との調整が難航することも想定される。 こども基本法に基づき自治体で策定する計画に係るアンケート調査であることから、こども家庭庁から文部科学省に対しても協力依頼を行い、文部科学省から各都道府県教育委員会に協力依頼に応じるように調整していただきたい。 (理由) 学校を通してアンケート調査票を配付するため、教育委員会に対して協力依頼を行うときに、円滑に調整できるように、国においても協力いただきたい。 【3 件目】 (該当箇所のページ番号) 72ページ 8-1 計画の構成 (御意見) 計画策定にあたって盛り込むべき重要項目を明示していただき、全国共通で横串が入れられるようにしていただきたい。 (理由) 自治体の実情によって盛り込むべき項目が異なってくるためガイドラインに明示していないと理解しているが、少なくとも核となる項目を設定しなければ、総花的な計画になり、自治体ごとの比較も出来なくなり、弊害が大きいものと思われるため。 【4 件目】 (該当箇所のページ番号) 75ページ 8-2 目標の設定 (御意見) 計画内の目標設定について、最低限盛り込むべき核となる設定目標を明示して、全国共通で横串が入れられるようにしていただきたい。 (理由) 自治体の実情によって盛り込むべき項目が異なってくるためガイドラインに明示していないと理解しているが、少なくとも核となる項目を設定しなければ、自治体ごとの比較も出来なくなり、弊害が大きいものと思われるため。 【5 件目】 (該当箇所のページ番号) 75ページ 8-2 目標の設定 (御意見) こども大綱で設定している各指標について、都道府県別の基礎データを提供していただきたい。 (理由) 「都道府県こども計画」はこども基本法に基づく「こども大綱」を踏まえた内容にする必要があるため、国の大綱で設定している各指標についても、都道府県こども計画において踏まえる必要がある。 しかし、各自治体で各々調査を行うことは非効率であり、また、自治体間の財政状況により、地域間格差が生じることは望ましくないため、国において都道府県別の基礎データの提供をお願いしたい。	・御指摘のとおり、計画策定のための調査研究に関しては、令和6年度に行う自治体も多く、令和7年度が自治体に法定策定義務のある子ども・子育て支援事業計画の第3期の始期となることから、令和6年度に多くの都道府県、市町村においてこども計画の策定が進められているところです。しかし、こども大綱以降令和7年度に策定された子ども・子育て支援事業計画であれば、本ガイドラインP2にも記載のあるとおり既存の各法令に基づく計画を個別に作成する場合で、自治体こども計画として位置づけが可能なものの一部とすることも可能であり、それぞれの計画が同じ時期に作られることは必ずしも求められるところではございません。そのため、地域の実情を踏まえたスケジュール感をもって計画策定を進めていただけますと幸いです。 ・本ガイドライン作成にあたっても、文部科学省と連携してp34「教育振興基本計画について」やその事例を記載しました。また、7章で示す「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を文部科学省を通じて各教育委員会とも共有しております。自治体内の首長部局と教育委員会が連携しながら、地域の実情に応じた自治体こども計画を策定いただけるよう、引き続き支援してまいります。 ・本ガイドラインを踏まえた上で、こども大綱に示される内容を勘案して各自治体の施策や社会資源を踏まえて、地域の実情に合った自治体こども計画を策定いただくをお願いします。 ・こども大綱 第4 3(2)数値目標と指標の設定の別紙1において、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標が別紙1のとおり設定されておりますので、こちらを参照ください。 ・御意見いただきありがとうございます。基本的には各自治体で地域の実情に応じた、適切な調査を行っていただく必要があると考えております。国において基礎データの提供については検討させていただきます。
	33	化学物質過敏症の学生です。 大人が作ったものによって、子供の人権が奪われています。子供の大切な一年一年を奪わないでください。 学校や公共の施設では、柔軟剤や合成洗剤、の成分や香料の含まれる製品などの使用を自粛してほしいです。それらの影響によって、集団で学ぶ権利が失われています。 障害などを理由に、学ぶための別の場所や方法を選ばされている状態、または選ばざるを得ない状態になっています。 インクルーシブ教育というのであれば、個別の部屋などの別の方法ではなく、障害のない人と同じように学べるようにしてください。 障害を理由に、また合理的配慮の過大負担だという理由で、学校に通えないのは学ぶ権利を侵害しています。 どの自治体でもどの学校でも学べるように国が率先して予算や支援を行ってください。 疾病概念が確立していない状況だから、ここによって病態が違うからと言ってすべてを当事者やその家族に放り投げるのではなく、子供の権利を守るためにも早急に省庁をまたいで連携して取り組んでください。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
34	3ページのウェルビーイングについて 【意見】 子どもの健康のための環境整備を積極的に行っていただきたいです。具体的には、無香料を推進していただきたいです。無香料の手洗い石鹸やハンドソープの設置をお願いいたします。香り付きの石鹸やハンドソープや芳香剤は使わないでいただきたいです。また、生徒や職員の柔軟剤や洗剤は無香料の製品を使うことを原則として、消臭抗菌洗剤を使わないでいただきたいです。消臭スプレーも逆効果となるので使わないでいただきたいです。 【理由】 昨今の香料製品には、香り長持ちのためにマイクロカプセルで成分を包んだものが増えています。これらは周りの物や服にくっついて落ちません。石油やイソシアネートが使われていることもあり、ベタベタくっついて落ちないのです。これは使う人がいると、どんどん蓄積していきます。そのため、学校の机や教室や白衣や本がどんどんマイクロカプセル香料で汚染されます。このマイクロカプセルのなかには、ホルムアルデヒドや有機溶剤などの人体に有害な成分が多く存在しています。シックハウス症候群の原因にもなります。既にこれらの洗剤や柔軟剤などによるマイクロカプセル汚染のための体調を崩す生徒がいます。この生徒たちは学校に通うことができません。これは、学校の環境がホルムアルデヒドなどの有害な成分により汚染されているために起きています。生徒個人の体調不良が原因ではありません。現状、先生にも理解されていることは少ないために、孤立を深め、精神疾患や単なる不登校と扱われている生徒も多いです。しかし、学校の中のTVOCを計測すれば生徒の体調不良の原因が判明すると思います。10年前より確実に洗剤などの日用品の成分は強力になっています。同じクラスの中に強力な成分の洗剤の利用者がいたら、生徒個人の努力では避けることはできません。どうか合理的配慮に基づき、体調を崩しかねない香料や消臭抗菌成分が入った製品の使用を避けるように呼び掛けていただきたいです。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
35	「不登校のこどもへの支援」について 子供達のために、いろいろ施策を考えてくださり、ありがとうございます。 長い間、不登校の時期が続いておりますので、「不登校のこどもへの支援」について、意見を送付させていただきます。よろしく願いいたします。 香害のため、数年前より小学校・幼稚園にほとんど通うことができておりません。 教室の中に入ると、鼻血が出たり、蕁麻疹・湿疹などの症状が出ます。 本当は、学校でたくさんのお友達や先生方といろいろな経験をさせてあげたいのですが、学校に行った日は、鼻血を出し、夜中もずっと辛そうにしているので、柔軟剤や消臭抗菌衣料洗剤のにおいが強く充満している学校に通うことはとても厳しいです。 子供も、小学校に連れて行っても「教室が柔軟剤くさいから無理…。帰る。」と言います。 安全であるはずの学校が、人数の多さのために、香害の深刻な現場となっていることを大変悲しく思っております。 小さな我が子が、小学校でお友達と楽しく過ごすことができず、毎日、一人寂そうにしている背中を見るのはとても辛いですが、学校で柔軟剤や消臭抗菌衣料洗剤のマイクロカプセル等をたくさん吸い込んでいる子供達のことも、とても心配です。 なぜなら、香害による症状と同じ症状を持つ子供達がクラスにたくさんいるからです。 また、発がん性についても懸念があるとのこと、将来のことも、とても不安に感じます。 学校現場の香害を解決するために、学校から、「学校で着用する衣類等については、無香料の洗剤を使用してください。」とアナウンスしていただきたいです。 ただそのアナウンス一つだけで、学校の空気がきれいになり、学校に通うことができるようになるのですが…。 もし、このまま香害の解決を進めることができないのであれば、せめて、タバコの「禁煙室・喫煙室」のように、「無香料教室・香料等使用教室」に分けてほしいです。 洗剤の選択や使用の自由はあるかもしれませんが、みんなの空気を汚すのは、マナー違反だと思います。 子供達のために、学校現場の無香料化・ケミカルフリー化を、よろしくお願い申し上げます。 以下、学校の状況です。 ●学校玄関に入ると、靴箱の中にある子ども達の靴からの衣料洗剤臭が充満している。 ●エアコンをつけると、エアコンから柔軟剤・消臭抗菌衣料洗剤のカプセル粉がたくさん吹き出てくる。 ●教室に置いている教科書・プリント・ランドセル等に柔軟剤・消臭抗菌衣料洗剤のカプセル粉がたくさん付着している。 ●柔軟剤・消臭抗菌衣料洗剤を使用した服を着た子供が歩いた後に、長い時間、洗剤臭が残っている。（カプセル粉が浮遊している。） ●掃除の時に、柔軟剤・消臭抗菌衣料洗剤のカプセル粉が舞い上がり、教室内に充満する洗剤臭が悪化する。 ●給食の配膳時、子供達の給食エプロンから、柔軟剤・消臭抗菌衣料洗剤のカプセル粉が飛散している。 ●登校時・休憩時間・下校時は、玄関に子供達が集中するので、カプセル粉の飛散量が非常に多くなる。 ●夏場、プールの水の中に柔軟剤・消臭抗菌衣料洗剤のカプセルが蓄積されてしまう。 ●学校の空気汚染の検査は、夏休みなどの休暇期間中に実施されるため、授業中の空気汚染状況が正しく測定されていない。 ●学校内で消費者庁等作成の香害ポスターを掲示することができるが、消費者庁等のポスターは「なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に」となっていて、使用量を守れば柔軟剤を使用しても問題ないというような内容になっているため、使用抑制効果が無い。（柔軟剤等の使用量を守っても、カプセル粉は飛散してしまう。） ●文部科学省の環境衛生マニュアルでは、消臭剤の使用を可能な限り控えるよう記載されているが、消臭抗菌剤による香害が急増している。 ●学校職員が文部科学省の環境衛生マニュアルの内容や香害について把握できていない。そのため、教員が香害の原因となる衣料洗剤等を使用し、教室の空気が悪化しているケースがある。特に、入れ替わりが多い介助員等の職員については、香害についての周知ができていない場合が多い。 ●文部科学省から香害の周知を促す通達が発行されているが、1度だけ香害の周知を実施しただけで終わる学校が多い。また、業務が忙しく、ポスター掲示、各家庭への周知さえも実施していない学校も多い。（毎年、新しい生徒が入ってくるので、周知は毎年必要である。）	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
36	社会問題化されている香害によって、学校に通えない子供たちが増えています。洗濯の合成香料や添加剤に使われている化学物質は現在の日本では規制がなく、環境ホルモンに悪影響を与える物や生殖毒性の強い物が、普通に使われています。 経済優先で目先の利益の事しか考えていないように思いますが、これらの香害製品が蔓延している事で、全国どこでも空気中に合成香料やマイクロプラスチック等の有害化学物質が昼夜問わず漂い、将来の体への影響は計り知れません。将来、男性女性問わず、不妊になる人が増え、ますます少子化に拍車がかかる可能性は否めないと言わざるを得ません。 学校へ通うのにいつまでも香害の合成香料は必要ありません。これらの有害化学物質が体に取り込まれる事で、脳の発達への影響は無視できず、集中力・注意力は低下し、いらいらしたり乱暴になるとの報告もあります。 香害が原因で学校へ通えない子供がいるのは、人権問題にも関わります。 学校関係者や、学校に通う子供、子供が関わる全ての場所で、フレグランスフリーポリシーを掲げるべきです。健全な空気の下で子供に教育を受けさせなければならない。 目に見えない形で日本は他国よりもっと遅れをとると思います。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
37	1. 子育てや教育に関する経済的負担の軽減。 意見 私立小学校を選択したい家庭への支援で、収入の一定基準以下は無償化をすれば、教育の選択肢が広がります。 また、一律に高等教育等の授業料減免・奨学金充実ではなく、優秀な生徒には「授業料免除＋多額の返済不要奨学金」、やや優秀な場合は「授業料免除＋少額の返済不要奨学金」など、めりはりをつけて、本当に学びたくて優秀なこどもはしっかりサポートするようにすべきと考えられます。 2. 地域子育て支援、家庭教育支援 意見 こどもの居場所づくりに関する指針として、変わっている子として見られる子供達の居場所づくりのために継続して運営できるように補助金を出してください。 3. 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 意見 子どもは母親と過ごすのが一番うれしいのですから、子育てに専念したいという母親には働かなくても生活できるようなサポートをすべきでしょう。 また、子育ては主体的には母親がすべきです。父親から母乳は出ないし、基本的に子育ては母親の方が性的に向いていますから。 4. ひとり親家庭への支援 意見 どんどん支援を強化すればいいと思います。 よろしく願いいたします。	・こども大綱第3　2（3）において、「若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施する。」こととしています。 ・こども大綱第3　3（2）に記載しているとおり、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。 また、こども大綱第3　2（2）に記載しているとおり、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。 ・こども大綱第3　3（3）に記載しているとおり、「共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む。また、子育て当事者が、共働き・子育てを実現するために必要な情報や支援が得られるようにする。」こととしています。 ・御意見いただきありがとうございます。こども大綱第3　3（4）に記載しているとおり、今後もひとり親家庭に対する支援を行っています。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
38	空気のバリアフリー化をお願いします。 子どもたちは大人が用意した空間にしかいられません。 お腹の中においても、大人が吸った空気の中のフタル酸エステル類や、柔軟剤やシャンプー等の人工香料による香料の生殖毒性に晒されています。 まずは大人に正しい知識を与え（国際基準でもあるGHSマークを基に説明） 大人が正しい物を選び、子どもに与えられるようにしてください。 大人の生活習慣が子どもの成長に大きく寄与する事はご存知のはずです。 安心安全な日用品の使い方を大人が知り、子どもに伝えていくことで、 空気のバリアフリー化、環境汚染の軽減、ひいては少子化対策や環境改善に繋がっていきます。 まずは保育園・こども園・幼稚園・学校・病院・介護・障害者施設等 子どもたちが関わる場所全ての職員と、その施設に出入りする従業員の無香料化を義務化し、子どもたちが安全な空気の中で過ごせるようにすべきです。 現在香害の影響で配慮と言う名の排除を受け、集団で育つ権利を奪われている子どもたちが全国に存在します。 インクルーシブ教育、障害者差別解消法の改訂等が行われているにも関わらず 何故空気のバリアフリー化が行われないのでしょうか？ 安全なインクの教科書が全ての子どもたちに配布されないのでしょうか？ これ以上子どもたちの権利を奪わないで下さい。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
39	以下、意見を行う。（意見は3つある。） ----- （該当箇所のページ番号） 6頁 （ご意見） 3-1 の1（「こども・若者を権利の主体（略）」から始まる）において、「社会全体で後押し。」という体言止めの使用があるが、「社会全体で後押しする。」という形にされたい。 （理由） 体言止めを使用するのは基本として不適切である（ちゃんと助動詞「です」を使われない。）。 体言止めは基本的に行政（というよりも公務全般）では使用しないようにされたい。（なお、体言止めについては、精神の好ましくない影響（興奮的な作用）を及ぼすという私見を述べておく。） ----- （該当箇所のページ番号） 96頁周辺 （ご意見） 児童相談所についての記述があるので、とりあえず、96頁を対象として意見を述べておく。 （理由） まゝ、総務省自治行政局公務員部（部、という所に若干の引っかかりを覚えるのですが。当該部の望ましくない振る舞いについても合わせて。）が、そのような法解釈を行う事についての態度をはっきり示さない事が問題の残存させているのではないかと思われるのですが、特別職地方公務員については法人はなる事は出来ないという規定は無いはずであり、そして法人が地方公共団体に使用される場合は、特別職地方公務員への該当があるという判断がされるべき・示されるべきであるので、そのようにすべきははずでしょう。 そうすれば、公務員職権濫用等の身分犯への該当も生じる事になる事がはっきりし、法令への準拠がより見込めるものになるはずでしょう。（なお、総務省方面に耳の痛い事を追加で述べておく、指定管理者制度により地方公共団体の事務を行わせている場合、その指定管理者（法人含む）は地方公務員法3条3項3号より特別職地方公務員に該当があるはずでしょう。総務省は、不法な者達が多過ぎる状況になっているように思われます（そしてそれらが故意的に不適切な法解釈や事務の懈怠を常習的・常態的に行うようになっていように思われます。）。まゝ与党の責任が大きいものと思われるが、 なお、例を挙げて更にその意義について述べておく、公務員という事の明確な提示があれば、下に示す 神戸新聞NEXT 総合 「警察に相談しなさい」児童相談所、女児追いつ返す 午前3時すぎ来所、保護せず https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202002/0013127851.shtml のような事態が生じにくくなるのではないかと思います。 児童の保護の事務を責任を持って行うためにも（また、問題事態があった際の責任について地方公共団体に存在するという認識を地方公共団体がちゃんと持つためにも）、総務省は、地方公共団体が契約により使用しているNPO等については、（法人であっても）特別職地方公務員であるという提示を示すべきでしょう。 ----- （該当箇所のページ番号） なし （意見） 「児童相談所」というのはティーンエイジャー中後期の利用を遠ざけるような名称であるように思われる（ティーンエイジャー中後期は（法的にはともかく）一般には「児童」という呼び方となるような年齢ではないのであるし。）。 国施策として、「児童相談所」という名称について、「児童・青少年相談所」にする等して、ティーンエイジャー中後期の者達が利用しやすいようにされたい（なお、書類では「青少年」の語について「青少年（15歳以上30歳未満）」という記述があるが（30頁）、そういう記述はともかくとして、様々な危機・問題に直面するティーンエイジャー中後期の「児童・青少年相談所」の利用促進を図るべきであるので、名称について変更を行う意義・必要性があると考える。）。（なお、述べておくと、あくまで「児童相談所」の名称の使用に固執するのは、問題ある精神の現れであるとする。ティーンエイジャー中後期を（法的な扱いはさておき）一般に「児童」と呼んで扱おうとする事は精神的な繊細さ・共感の能力を欠くものであるし、実利主義（我利我利亡者的というのではなく、ブラグマティズム的であれと言っている。）・功利主義的（我利我利亡者的というのではなく、法律系や他望ましくない者達の精神的な（望ましくない）悦楽ではなく、ティーンエイジャー中後期の者達の問題解決に資するようにしろと言っている。）でない。国は、その点について、公共の福祉の観念を持ちつつ、振る舞いを改められたい。） （理由） 上の《意見》の部分で大体述べたが、児童相談所について、「児童・青少年相談所」という名称にする等して、ティーンエイジャー中後期の者達が利用しやすいようにすべきだからである。 その方がティーンエイジャー中後期の者達の問題解決に資するであろう。 意見は以上である。	・御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体である。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。 ・御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
40	七章 幼稚園 保育園 小学校 中学校 高校 大学の無香料化を希望します 無香料ポリシー を子どもに関わる全ての人が理解し志さないと 子どもたちが有害な化学物質汚染を受け 生涯影響を受ける可能性が既に示唆されています。 我が子は、香害のせいで不登園です。 小学校に上げれるかどうか、不安でいっぱいです。 どうにか通えそうな小学校を、遠方になってしまうが闇雲に探しています。 GHSマーク の有害な化学物質がてんこ盛りの、日用品や嗜好品が溢れかえっています。子育て、学業、運動、健康、集団生活に不必要です。 病気の子供たち、大切な幼児期、青春、将来を奪われている国民がいる事を、緊急事態として受け止めて下さい。 よろしくお願い致します。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
41	既に香害により集団で学ぶ権利を奪われている子どもが全国にいます。 多様性を認める社会、インクルーシブ教育と言いながら排除と言う配慮が平然と行われ、個別の教室で寂しく学ぶ子や、学校に通えない子が現在いるのです。 全ての子どもたちに安全な空間、空気の基本は無香料であり、化学物質過敏症の子が大丈夫な教科書や食材（無農薬）は全ての子に安全な物であるはずです。 無農薬、無添加、無香料が保育園や幼稚園、学校、病院、介護、障害者施設の当たり前になれば、集団で過ごす事が出来る子どもたちが増え、化学物質過敏症や喘息、頭痛、将来の不妊症や将来の月経困難症や子宮筋腫を防ぐことが可能になるのです。 洗剤や柔軟剤、シャンプー等に使用される香料にはホルモン作用である生殖毒性があり、保存剤として添加されているフタル酸エステル類にも生殖毒性や発癌性のリスクが示唆されています。 子どもたちが関わる場所全ての職員と、保護者に香害のリスクを知らせるための啓蒙活動を盛り込んで下さい。 母子手帳交付の際に、必ず香害を周知してください。 胎児期の香害曝露は一生こか次世代までの影響が懸念されています。 韓国は既に給食のオーガニック化に動き、EUでも香害やマイクロカプセルに関して規制や表示義務を課しています。 日本では一切の規制がありません。消費者である保護者や教員等が知識を得て、正しく実行しなければ子どもたちの日々を守つ子とは出来ません。 こどもと、こどもたちの未来を守るために無香料、無添加、無農薬が基本になるようお願いいたします。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
42	学校の周り、学校の中、子供達が勉強する環境は、マイクロカプセルの中に含まれている有害な化学物質が入っている柔軟剤、合成洗剤により汚染されています。 有害な化学物質で汚染されています。 有害な洗剤柔軟剤なら使用は禁止すべきです。また、日用品に危険な物質を入れているメーカーに注意喚起する必要があります。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
43	保育園年長のこどもがいます。こどもが保育園へ通うと、他の児童の使う柔軟剤や香料入り洗剤のにおいで頭痛をおこします。 部屋を換気してもらい、園では無香料の洗濯を保護者へチラシやよびかけをしてもらい、すこしずつ通えるようになってきました。 来年入学する小学校の、市の教育委員会に相談しても、別の部屋を用意するから、ひとりでそこでオンライン授業を受けろと言われてます。 無香料の洗濯をよびかけるチラシを、園で作成したものと同じように配布してほしいとお願いしましたが、個人でやってくれ、と印刷や文責は保護者個人の負担となり、チラシを個人で作成するため、病気をカムアウトしたくないと伝えているのに関わらずプライバシーを尊重されていません。 匿名の学校アンケートで柔軟剤愛用者から批判的な意見が掲載されたときにも、学校は「学校では強制していない」と、病気の人間への理解を求めることを諫め、他人の責任であるような答えをしており、病気への差別につながっている。 病気の児童側をひとりだけ教室を分ける対応ではなく、どの生徒にとっても健康被害がある香料製品を、教育機関では使用禁止としてほしい。 それさえ守られれば、みんなと学校に通える。 特別な事情で香料製品を利用しなくてはならない生徒がいた場合、その生徒を別室教育として、もらいたい。 基本の配慮事項のひとつとして、学校がチラシ作成をするよう義務づけてもらいたい。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
44	33p4-4関係機関との連携 おかしな団体が紛れ込まないように注意して欲しい。特に児童保護よりも家庭システムの存続による高齢者・男性への権威集中に熱心で育児を女の仕事と押し付けるようなタイプ。 また、団体の選定にあたっては推薦も多いと思うが推薦者、また逆に批判者が普段から児童福祉に対しどのような態度を取っているかをよく見てほしいです。 63 pに有る、報告書の児童向け版は良い試みです。当事者が解らなきや話になりませんよね。 色々難しい事例や横やりもあるとは思いますが「兵隊」や「跡取り」ではなく善き人を育てる手助けをよろしく願ひいたします。	・協力をいただく民間団体や大学等につきましては、本ガイドラインをもとに、各自治体において適切に選定いただくことと史料しております。 ・ありがとうございます。掲載事例は参考にしていただければ幸いです。 ・御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
45	香害をご存知ですか？ いま、子どもたちを取り巻く空気環境はとても悪くなっています。原因は抗菌洗剤や柔軟剤、ファブリーズなどから揮発する有害な化学物質です。 教室は子どもたちが集まると、非常に空気が悪くなります。敏感なお子さんは頭痛や吐き気、倦怠感に襲われ学習困難な状況に追い込まれています。 子どもたちは未来の大人です。子どもたちの健康を守るのが大人の責任だと思います。今の学校の空気中のVOC量を計測してみてください。もちろん子どもたちがいる状態で測定して下さい。とでもない数値になると思います。 人工香料や抗菌剤などを教室からなくしていく努力をして欲しいです。 敏感に症状が出ていない子ども等しく有害物質を呼吸で取り込んで健康は少しずつ蝕まれています。	御意見いただきありがとうございます。今回の意見公募の内容には直接関係がないため、お答えは控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
46	こども大綱を分かりやすくかみ砕いて伝えてあり、全体的に読みやすく感じました。普段こども支援のNPOで働いており、自治体の方とも一緒に仕事をしておりますので、忙しい自治体関係者の皆様とこどもまんなか社会を実現するために、各種障壁を乗り越えていくために、自治体関係者が利用しやすいガイドラインにするという観点で記載しました。お目通しいただければ幸いです。 【1】P8について （意見） P8「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」に関して本ガイドラインでは「こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等」とのみ記載されていましたが、子ども大綱の本文(P100)には「こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。」「保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進」「社会に対しても・・・（省略）周知する。」「こどもの権利が侵害された場合の救済機関として・・・（省略）相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。」などの対象別に、具体的な事例も示した情報がありました。 その内容がガイドラインのP8の要約からは読み取りにくいので、対象べつの表記、具体例も示すべきと思います。特に、単に理解促進という言葉ではなく大綱の方で「研修等を推進」とあるので、研修という言葉は入れたほうがいいのではないのでしょうか。 （理由） こどもまんなか社会の実現のためには、こども・若者、その周りのおとな、社会がまずは「こども若者が権利の主体である」という認識を正しくもつことが全てのはじまりであり、それなしには全く違う方向にすむこともありえると思います。こども大綱にある「第3 1－（1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」の部分はこどもまんなか社会を実現するための具体策の基礎となる部分で特に重要と思います。自治体としても、研修や周知はとり組みやすい分野でもあるとおもいますので、ガイドラインの中でこの部分はもう少し厚みがあってもよいのではないかとおもいます。例えば「こどもは親の所有物」「こどもは親の分身」「半人前のこどもにはおとなと同じ発言権はない」「こどもは未熟でおとなに従うべきものだ」というような低い人権意識が長く日本には根付いており、この低い人権意識が無意識にあることを子が生まれるまえの妊婦や夫婦、保護者、教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者、民生・児童委員などの大人がまず気づくような、人権尊重の意識を高める人権啓発活動をしていくことが大切だと思います。自治体の方にそのことをしっかり認識していただくためにも、この項をもう少し目立たせた方が良いように思います。 （修正案） 例えばP8で第3 1－（1）の要約に関して下記のように提示するのはいかがでしょうか？ こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ・こども・若者対して：自らが権利の主体であることの周知、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法も含めた学びの場の促進 ・子ども・全てのおとなに対して：人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進 ・保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などおとなに対して：情報提供や研修等を推進 ・社会に対して：こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信 ・その他：救済機関の実態把握や事例周知 【2】校則の見直しについて p113 （意見） 校則に関して、こどもわかものからの意見聴取を行って見直しを行った自治体での事例がありましたらそれを紹介すると、より具体例として分かりやすいのではないのでしょうか。 （理由） こども大綱ではp113で「校則の見直しを行う場合には・・・（省略）学校や教育委員会等に対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集、周知等を行う。」とありましたが、ガイドラインでは校則の見直しに関する各地の好事例の紹介が見つけれませんでした。（見落としありましたらすみません） 校則というのはこどもの生活に直結しますし、自治体関係者、保護者や教員も関心のある分野で好事例を一番知りたい分野と思います。校則の見直しは、こどもにとってはこどもまんなか社会に向かって社会が動いていることを一番実感できるのではないかと思います。 以上	・御意見いただきありがとうございます。P9 3-2は、こども大綱の内容を適宜抜粋・要約し記載しております。 他の項目との整合性や紙面の都合上記載できる内容に限られておりますが、本ガイドラインをもとに、大綱を勘案し各自治体において計画を策定いただけるよう、引き続き周知してまいります。 ・御意見いただきありがとうございます。本ガイドラインでは「第7章こども・若者、子育て当事者等への意見聴取、反映」に記載しておりますのでご参照ください。